

= 提案内容 =

乗務員職場における乗務可能エリアの一部拡大について

○実施内容

酒田運輸区
酒田～秋田駅間 ワンマン運転
新津運輸区
新潟～新津駅間 ワンマン運転
新潟運輸区
村上～酒田駅間(各駅停車・ワンマン運転区間含む)運転
馬下～津川駅間運転(車掌)

○実施時期

2021年3月予定
※ 具体的実施日については、決定次第お知らせする。

○その他

11月以降、順次必要な教育を開始する。

ワンマン運転含め乗務エリア拡大を提案

乗務員職場における乗務可能エリアの一部拡大について 提案を受ける

新潟地本は10月9日に団体交渉を行い、支社側より乗務員職場における乗務可能エリアの一部拡大についての提案を受けました。輸送安定性向上に向けた取り組みとして運輸区の乗務可能エリアを一部拡大するとして提案に対し、安全確保や教育の課題などについて職場の実態に基づき議論を行いました。

実施日は現場の習熟度次第

施策の目的について支導室と運輸区の当直・指導は、乗務担当エリアを拡大することで運輸区相互にカバーするエリアが拡大し、輸送混乱時に乗務員運用の都合による運休や遅れを解消できるなど、輸送の安定性向上を図ることであるとの考えを示しました。

交渉団は、輸送障害時でも各運輸区が自区で担当する列車を変えようとはしないため、他区との列車の持ち替えがほとんどできていない現状を指摘し、乗務エリアの拡大だけで目的が実現できるのか質しました。支社側は検討課題であるとして、支社・乗務員指

新津運輸区は、乗務可能エリアの拡大に当たってハンドル訓練は必要であり、そのほか必要な教育は各箇所で行う必要があるとして、具体的な教育が必要か現場の声を聞いた上で考えていくとしました。

教育内容・スケジュールは未定

支社側は、乗務可能エリアの拡大に当たってハンドル訓練は必要であり、そのほか必要な教育は各箇所で行う必要があるとして、具体的な教育が必要か現場の声を聞いた上で考えていくとしました。

また、車掌は馬下～津川の現地教育を行うのか質すと、過去に乗務経験者もいるので全員ではないとの考えを示しました。教育については各運輸区の指導担当が行うとの考えを示した支社側に対し、例えば村上～酒田間の各駅停車の教育について新津運輸区は指導担当



現場の指導担当は新規田間についてはGV・E400系の乗務となることから、差分教育も必要になるとしました。

9月11日に開催した38号『勤務免除(自宅待機)』の不確定な取り扱いに対する申し入れの団体交渉では、厳正に勤務処理を行うことをあらためて確認しました。

1. 申第38号の回答において「自宅待機中(勤務免除)」と呼び出された場合は、その時点で自宅待機(免除)は切れる」との回答であったことから、呼び出し連絡があった時刻から職場に出勤し、実労働が始まるまでの時刻に

を見極めながら判断していくとしました。その上で、結果としてダイヤ改正で実施することもありえるが、現段階において所定行路に組み入れるかは答えられないとしました。

中央本部はこの間、3度にわたり経営側と自宅待機に関する団体交渉を行った。9月28日に申第38号の団体交渉を踏まえ「自宅待機(勤務免除)」に関する申し入れを提出しました。

2. 自宅待機(勤務免除)最中の社員を呼び出して、予め定められていた所定退勤時刻を超えて実労働させた場合には、所定労働時間に達するまで超過勤務(A単価)として取り扱うこと。

3. 自宅待機(勤務免除)の所定労働時間を終えたのちに、同日であらためて呼び出して実労働させた場合には超過勤務(B単価)として取り扱うこと。

指導担当の教育も必要との考えを示した支社側に対し、11月から教育を行う3月実施はかなりタイトなスケジュールであり、多いため、安全で安心して実施したいとしました。

4. 自宅待機(勤務免除)に関する労働時間、賃金処理について、社員から問い合わせがあった場合、会社はその社員に説明すること。

から、指導担当の体制に更はないのか質しました。支社側は、社員教育に伴う要員増や異動は発生しないとする一方で、現場の声を聞きながら判断していくとしました。

支社側は、実施実施による安全性やサービスの低下は生じないとしました。交渉団は、乗務可能エリアを拡大することは、乗務員はもとより教育する指導担当にも大変な負担がかかり、安全性を確保するための万全な教育体制を構築すべきだと訴えました。



本部申40号で再度申し入れ 厳正な労働時間の管理と賃金処理を求める

9月28日に申第38号の団体交渉を踏まえ「自宅待機(勤務免除)」に関する申し入れを提出しました。

2. 自宅待機(勤務免除)最中の社員を呼び出して、予め定められていた所定退勤時刻を超えて実労働させた場合には、所定労働時間に達するまで超過勤務(A単価)として取り扱うこと。

3. 自宅待機(勤務免除)の所定労働時間を終えたのちに、同日であらためて呼び出して実労働させた場合には超過勤務(B単価)として取り扱うこと。

して乗務できるために申し入れも視野に入れ、今後職場において議論を創り出していきます。